

- ・副市長に荒島久人氏、教育長に片柳博文氏が就任しました… 3面
- ・新型コロナウイルスワクチン関連情報… 3面
- ・子育て世帯への臨時特別給付の申請期限は4月28日… 4面
- ・ウクライナ人道危機救援金の募金箱を設置しています… 10面



# 4年度の予算が成立しました

市議会第1回定例会において、4年度予算案が審議され、原案の通り成立しました。4年度は「第5次長期総合計画」に掲げるまちの将来像「みんないきいき活力あふれる湧水のまち東久留米」をめざした施策の推進とともに、市長が所信表明した、これからの50年間への基礎づくりに向け、公共施設マネジメントの推進、デジタル化の推進、子どもへの投資などの新たな一歩を踏み出すべく予算を措置しました。

☎042・470・7706

(この記事は2面に続きます)



## 4年度東久留米市当初予算

会計	令和4年度	令和3年度	増減率
一般会計	450億3,600万円	448億2,000万円	0.5%
国民健康保険特別会計	118億9,243万3千円	115億2,539万6千円	3.2%
後期高齢者医療特別会計	35億7,026万円	33億4,070万円	6.9%
介護保険特別会計	105億5,770万7千円	103億6,920万6千円	1.8%
合計	710億5,640万円	700億5,530万2千円	1.4%

### 下水道事業会計

収支	令和4年度	令和3年度	増減率
収益的収支(収入)	23億7,576万8千円	22億9,210万1千円	3.7%
収益的収支(支出)	22億9,370万9千円	22億6,206万6千円	1.4%
資本的収支(収入)	11億141万8千円	5億9,798万2千円	84.2%
資本的収支(支出)	18億9,196万5千円	14億6,038万円	29.6%

一般会計予算は、総額で450億3,600万円(前年度比2億1,600万円、0.5%の増)となりました。主な増加要因として、障害福祉サービス費などの民生費の増加、向山緑地公園事業における土地購入費などによる土木費の増加などが挙げられます。また、歳入の根幹である市税は、所得割の増などによる個人市民税の増加や、企業収益の増による法人市民税の増加などにより、市税全体で172億1,292万8千円(前年度比5億9,218万6千円、3.6%の増)と見込んでいます。

一般会計に3つの特別会計(国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険)を合わせた総額では、710億5,640万円(前年度比10億109万8千円、1.4%の増)となりました。下水道事業会計は、収益的収支のうち、収入が23億7,576万8千円、支出が22億9,370万9千円、資本的収支のうち、収入が11億141万8千円、支出が18億9,196万5千円となりました。

※当初予算成立後に、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、介護・障害福祉サービス事業所等の従事者および利用者等に対するPCR検査等補助金、新型コロナウイルスワクチン接種の対象者拡大に伴う経費などを計上した一般会計補正予算(第1号)が成立しています。これにより補正後の一般会計予算総額は、450億9,170万2千円となりました。

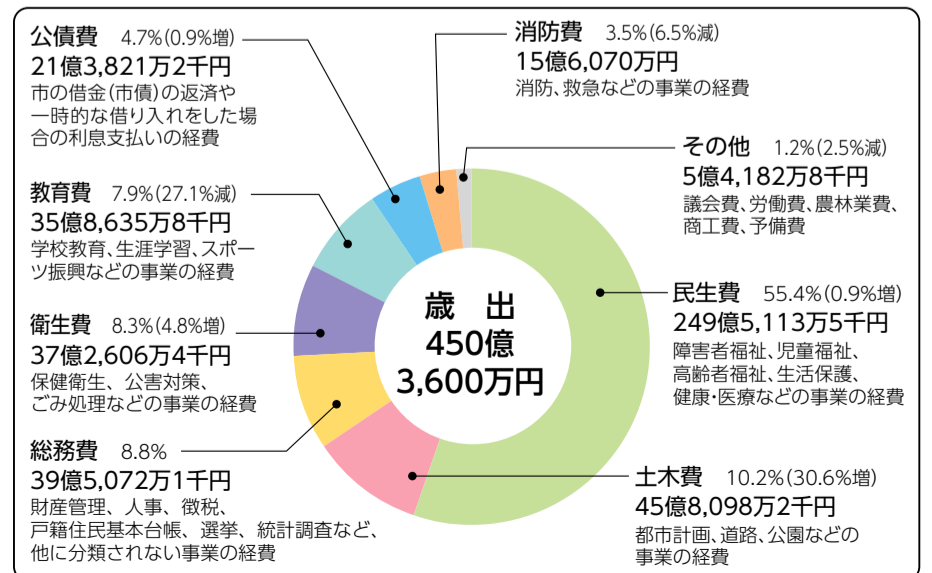
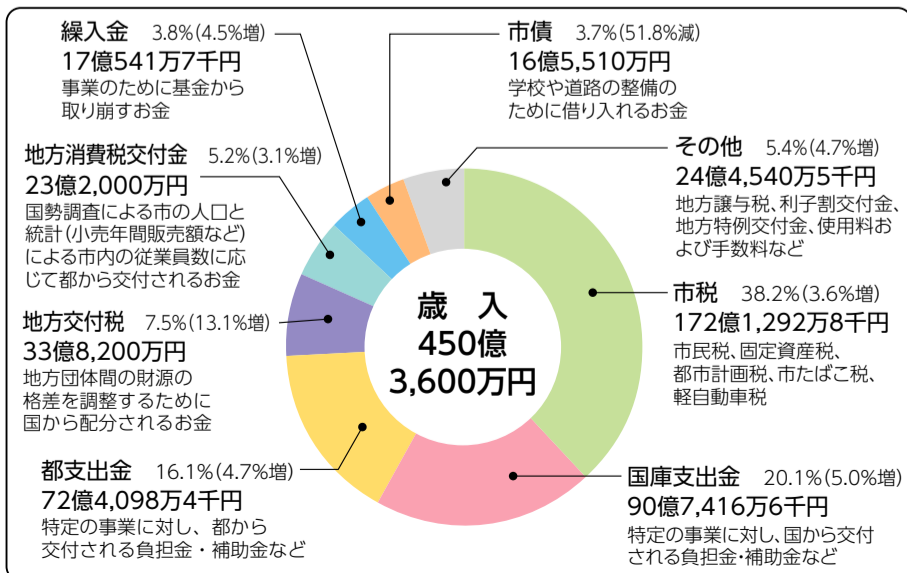
※それぞれの予算書は市庁でご覧になれます。



市庁

## 一般会計 歳入歳出

※各項目に含まれる職員人件費の合計…50億5,463万7千円(前年度比0.5%減)



# 基本目標ごとの新規事業・拡大事業など

※4年度に予定している主な事業を、東久留米市第5次長期総合計画における基本目標ごとに記載しています。  
 ※区分欄の「新規」は新規事業、「拡大」は拡大事業、「継続」は継続事業です。

## 1 基本構想実現のために

区分	事業名
継続	再生可能エネルギー等を活用した非常用電源確保事業
新規	庁内業務系システムの標準化・共通化
新規	行政手続オンライン化
新規	財務会計システムの電子決裁化
新規	男女平等推進プラン策定
新規	窓口デジタル化事業
新規	公共施設等総合管理計画見直し支援業務
継続	公共施設マネジメントの推進



## 2 共に創るにぎわいあふれるまち

区分	事業名
新規	市民農園新規整備
新規	農機具・機械等整備費補助金
新規	スポーツ健康都市宣言関連事業委託

## 3 安心して快適にすごせるまち

区分	事業名
拡大	自動通話録音機購入
継続	災害用備蓄用品購入
継続	消防団第五分団詰所大規模改造工事
新規	消防団第六分団ポンプ車更新
継続	市道207号線整備事業
継続	東村山都市計画道路3・4・13号線及び東村山都市計画道路3・4・21号線整備事業
継続	道路舗装補修・排水施設整備工事
継続	自転車等駐車場整備
新規	駅西口昇降施設大規模改造工事実施設計

## 4 いきいきと健康に暮らせるまち

区分	事業名
継続	住居確保給付金事業
新規	認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業補助金、地域密着型サービス等整備助成事業補助金
拡大	子宮頸がんワクチン接種委託
継続	新型コロナウイルスワクチン接種事業

## 5 子どもが豊かに成長できるまち

区分	事業名
新規	多様な集団活動事業利用支援補助金
新規	保育士等処遇改善臨時特例補助金
新規	保育従業職員等処遇改善補助金
拡大	学童保育所運営業務委託
拡大	学童保育所延長育成
新規	放課後児童支援員等処遇改善臨時特例補助金
新規	多胎児家庭支援事業
継続	出産子育て応援品・東京都出産応援事業
継続	産後ケア事業(デイサービス集団型)
新規	第五小学校普通教室整備工事実施設計・第九小学校東校舎棟中規模改造工事実施設計
新規	東中学校西校舎棟屋上防水工事
新規	学校用業務委託
新規	学習者用コンピュータフィルタリングソフト導入
拡大	親子給食組替
拡大	教育相談事業
拡大	スクールソーシャルワーカー配置事業

## 6 自然と共生する環境にやさしいまち

区分	事業名
新規	柳窪けやき森の広場の土地購入
新規	第四次地球温暖化対策実行計画策定
拡大	アスベスト関連事務
継続	向山緑地公園の土地購入

## 7 その他事業(個別施策・個別評価事務事業等)

区分	事業名
新規	参議院議員選挙執行事業
新規	東久留米市議会議員選挙執行事業

新型コロナウイルス感染症の影響で私たちの生活は一変し、世界でも暗いニュースが多く流れる世情です。このような時でも、いや、このような時だからこそ、私たちが市職員はひたむきに、前向きに市政発展に力を尽くします。「至誠通天(せいせいとうてん)」とは、一つ一つの課題に誠実に取り組み努力すれば、必ず願いは叶うという意味です。新しい市政の実質的なスタート。課題は山積していますが、市長である私自身先頭に立って一つ一つの課題に誠実に取り組んでまいります。市民の皆さま、どうぞよろしく願い申し上げます。

さて、就任早々4月1日より、重点取り組みの一つに掲げましたDX(デジタル・トランスフォーメーション)を全庁横断的に推進する統括組織として行政経営課を創設するとともに、公共施設マネジメントの推進に向け、新たに担当課を設置しました。DX推進の具体策として、システム化やオンライン化を進め、中でも、市民課窓口において申請書などの記入をせずに手続きが行えるシステムを導入し、お手間を取らせない市役所へ向けての一步を踏み出します。また、未来志向による公共施設の適正配置の検討のあり方について、庁内での議論を開始してまいります。そのほか、スクールソーシャルワーカーなどの体制強化や多胎児家庭支援、保全体制の公有地化を進め、加えて、環境負荷の軽減と防災機能の向上を目的に、市役所本庁舎に太陽光発電パネルおよび蓄電池などを設置して72時間非常用電源を確保し大規模災害に備えてまいります。

3月28日に令和4年第1回市議会定例会が閉会し、私にとりまして市長として初めての定例会でしたが、議員の皆さまには真摯な議論を頂き、提出したすべての議案が可決成立となりました。



今後このコラム欄を通して、予算や決算、市議会定例会などについて、直接市民の皆さまに報告させていただきます。



## 副市長に荒島久人氏、 教育長に片柳博文氏が就任しました

西村幸高(にしむらゆきたか)前副市長の任期満了および土屋健治(つちやけんじ)前教育長の辞職に伴い、4年第1回市議会定例会において「東久留米市副市長の選任について」および「東久留米市教育委員会教育長の任命について」の議案が上程され、同意されました。  
これにより、4月1日付で新副市長に荒島久人(あらしまひさと)氏(64歳)、新教育長に片柳博文(かたやなぎひろふみ)氏(63歳)が就任しました。副市長の任期は4月1日～8年3月31日の4年間、教育長の任期は4月1日～6年3月31日の2年間です。

### 副市長に荒島久人氏

■主な経歴

昭和56年4月に東久留米市入庁、その後、教育委員会教育部総務課学校適正化等担当課長、教育委員会教育部主幹(中学校給食等担当)、子ども家庭部子育て支援課長、都市建設部地域政策課長、都市建設部都市計画課都市政策担当課長、都市建設部都市計画課長、教育委員会教育部長、会計管理者兼会計課長、環境安全部環境政策課長、議会事務局長、社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会事務局長などを歴任。



荒島久人  
副市長

### 教育委員会教育長に片柳博文氏

■主な経歴

昭和57年4月に東京都入庁、その後、教育庁人事部試験室統括指導主事、教職員研修センター研修部教育開発課統括指導主事、練馬区立貫井中学校校長、東久留米市教育委員会教育部参事兼指導室長、目黒区立東山中学校統括校長、目黒区立第九中学校校長などを歴任。



片柳博文  
教育長

## 新型コロナウイルスワクチン関連情報

閏市新型コロナワクチンコールセンター  
(市コールセンター) ☎042・420・7177  
※詳細は市ホームページをご覧ください。



#### ◆3回目接種券の発送

2回目の接種を3年10月16日～31日に行った方への接種券は4月22日(金)に発送予定です。接種券の到着まで1週間程度かかることがあります。

#### ◆予約なし接種を実施します

若者や未接種者の接種率向上の取り組みとして、次の通り予約なし接種を行います。

**対象者**18歳以上で、市が発行する3回目接種券をお持ちの方

**接種日時・会場など**

**4月23日(土)午後1時45分～2時15分…わくわく健康プラザ**

※ワクチンは90人分で、モデルナ社製です。

**申し込み**当日の午前9時～10時に、わくわく健康プラザ北側入口で整理券を配布します。時間内であっても90人を超えた場合、配布を終了します

#### ◆12歳～17歳の3回目接種が始まります

厚生労働省は3回目接種の対象に12歳～17歳を追加しました。市では3年10月15日までに2回目接種を行った方への接種券を、4月8日に発送済みです。今後も2回目接種からの間隔に基づき、順次接種券を発送します。

**予約開始時期**接種券が届き次第予約可能

**接種場所**市内の実施医療機関

**使用するワクチン**ファイザー社製ワクチン

#### ★集団接種で既に予約を受け付けている接種日について

次の日程・会場において、予約の空きがある場合は、随時予約受け付け中です。会場は各日程とも市民プラザ、わくわく健康プラザです。

- ①4月29日(金・祝) ②4月30日(土) ③5月21日(土) ④5月22日(日)

#### 新型コロナウイルスワクチンに関する相談窓口

ワクチン接種に関する一般的な内容について

- 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター  
☎0120・761770(午前9時～午後9時。土曜・日曜日、祝日も受付)
- (厚生労働省)新型コロナウイルス関連及びワクチンについての聴覚障害者相談窓口  
FAX: 03・3581・6251 ㊚: corona-2020@mhlw.go.jp

ワクチン接種に関する市の対応(接種の予約や会場など)について

- 東久留米市新型コロナワクチンコールセンター  
☎042・420・7177(かけ間違いのないようご注意ください)  
(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時受付)  
FAX: 042・477・0033(聴覚に障害のある方などの相談)

#### 新型コロナウイルス感染症相談窓口 ～まずは電話で相談を～

新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある方の受診相談  
※かかりつけ医がいる場合は、かかりつけ医に電話でご相談ください。

- 東京都発熱相談センター☎03・5320・4592 ☎03・6258・5780  
(24時間、土曜・日曜日、祝日も受付)
- 東京都多摩小平保健所☎042・450・3111  
(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時受付)

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な内容(予防など)の相談

- 厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)  
☎0120・565653  
(午前9時～午後9時。土曜・日曜日、祝日も受付。多言語対応)
- 東京都新型コロナウイルス感染症電話相談窓口  
(新型コロナ・オミクロン株コールセンター)☎0570・550571  
(午前9時～午後10時。土曜・日曜日、祝日も受付。多言語対応)

引き続き、感染対策を意識し、「3つの密(密閉・密集・密接)」の回避、人と人との距離の確保、「手洗い・咳エチケット・マスク着用」など、一人ひとりの感染防止対策の徹底にご協力をお願いします。

**換気の悪い密閉空間**

多数が集まる **密集場所**

間近で会話や発声をする **密接場面**

3つの条件がそろった場所がクラスター(集団)発生のリスクが高いです。日ごろの生活の中で「3つの密」が重ならないように工夫しましょう。  
※このほか、共同で使う物品には消毒などを行ってください。

窓やドアを開けてまめに換気を!

マスクがない時      とっさの時      マスク着用時の注意点

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う      袖で口・鼻を覆う      鼻と口の両方を確実に覆い、隙間がないようにする

新型コロナウイルス感染症の影響により、市公共施設の利用制限および市主催イベントなどを中止・延期している場合があります。

最新の市の新型コロナウイルス関連情報は、市庁舎をご覧ください。

市庁舎





夜間・休日  
納付相談窓口

平日に市役所に来庁できない方のために、夜間休日納付相談窓口を開設します。納付相談のほか、市税などの納付を受け付けます。事前連絡をいただくと相談がスムーズに進みますので、来庁日時をご連絡ください。発熱などの症状がある方は来庁をお控えいただき、電話でご相談ください。

●休日 4月23日(土)・24日(日)のいずれも午前9時～午後4時 ●夜間 26日(火)午後8時まで

●場納税課(市役所2階) ●取扱税目など ●市民税・都民税 ●固定資産税・都市計画税 ●軽自動車税(種別割) ●国民健康保険税 ●後期高齢者医療保険料 ●介護保険料

●保育園保育料、保育園副食費、学童保育所費は、納付書を持参していただければ領収します。 ●口座振替の手続きおよび納税証明書の発行はできません ●納税課課税係 ☎042・470・7730



4年度国民健康保険税(国保税)の税率などが決定しました

東久留米市国民健康保険条例の一部を改正する条

例が4年第一回市議会定例会で可決しました。

今回の改正では、地方税法などの改正に則して課税限度額の見直しと未就学児の均等割軽減措置への対応を行い、総額約7800万円の税率などの改定を行いました。これにより加入者1人当たり平均で年額2802円の引き上げとなりました。

市における医療費は高い水準を維持し、かつ、都への納付金額は増加し続けており、国保収収だけでは追いつかない厳しい財政運営が続いています。市の国保の現状について、ご理解とご協力をお願いします。

◎国保の財政状況

国保は国民皆保険制度の「最後のとりで」として基盤的役割を担っていますが、近年の急速な高齢化の進展や低所得者の増加、医療費水準の高騰などの要因で国保財政は一層厳しさを増しています。平成30年度の国保制度改革により都がとも

に保険者となり、財政運営の責任主体となったことから、国保財政は安定化に向けた一歩を踏み出すことができたものの、都への1人当たりの納付金額については増加の一途を辿っています(下記参照)。

本来は公費による負担と加入者の皆さんからいただく国保税によって国保制度の運営に必要な費用を賄うべきですが、所得に対する税負担が重くなりすぎてしまつこと、課税すべき額の一部を一般会計からの赤字繰り入れ(2年度決算では4億円)と国保事業運

営基金(貯金の取り崩しにより補っています)。

◎改正の内容

市では健康情報提供サービスのCPOA+の利用促進やジェネリック医薬品の使用促進、特定健診の受診率向上、柔道整復などの受診適正化などを通じて医療費の抑制に取り組んでおり、一定の効果が上がられています。また、未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である方)の均等割を軽減するよう、当該規定を改めました。

また、4年度に市が都に納める国保事業費納付金は約36億4000万円に上り、国保財政の収支などを加味すると約7億9300万円の財源不足が見込まれますが、社会経済情勢などを鑑みながら、国保制度運営を維持するために国保税率などを改めました(左下表参照)。

医療分を63万円から65万円、後期高齢者支援分を19万円から20万円に引き上げたことにより、今回引き上げた課税限度額は102万円となり、課税限度額との引き上げにより、所得に応じた税率の改定ができることから、中・低所得者の負担増を抑制する効果があります。また、未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である方)の均等割を軽減するよう、当該規定を改めました。

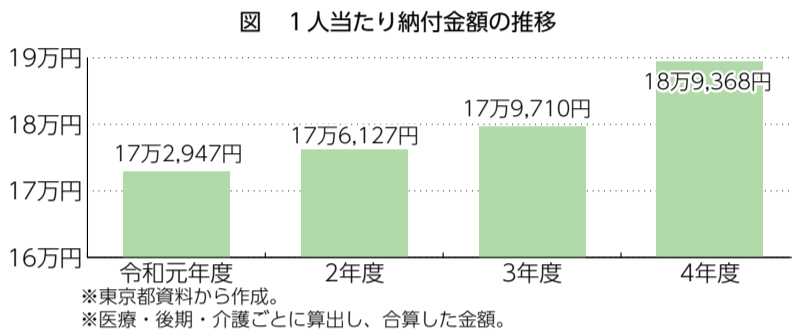


表 税率等改定表

項目	年度(令和)	所得割率	均等割額	課税限度額
医療分	3	5.22%	3万4,300円	63万円
	4	5.52%	3万4,700円	65万円
後期高齢者支援分	3	2.03%	1万2,800円	19万円
	4	2.15%	1万2,900円	20万円
介護分	3	1.77%	1万4,400円	17万円
	4	1.88%		

4月1日付市人事異動

市では、4月1日付で部長および係長・係員の異動を行いました。部長級の異動は次の通りです(カッコ内は前職)。

- 部長級: 議事事務局局長兼議事事務局次長事務取扱(教育部長山下一美) 企画経営課室長(総務部長兼管財課主幹事務取扱)佐々木弘治 総務部長兼管財課主幹事務取扱(環境安全部部長兼危機管理室長)下川尚孝 環境安全部部長兼危機管理室長(企画経営課室長)長澤孝仁 福祉保健部長兼福祉事務所長
- 課長級: 企画経営室企画調整課長(総務部職員課長)佐藤貴泰 企画経営室行政経営課長(福祉保健部障害福祉課長)森田吉輝 企画経営室行政経営課公共施設マネジメント担当課長(市民部市民課)長藤竜也 総務部職員課
- 長兼主査事務取扱(教育部長)栗岡直也 市民部産業政策課長兼振興企画係長事務取扱兼農業委員(子ども家庭部子育て支援課長補佐兼主査)弓削丈士 子ども家庭部児童青少年課長(市民部課税課長)新妻理成 市民部納税課長(市民部納税課長)保木本健一 環境安全部環境政策課長(市民部産業政策課長補佐兼農政係長)浅海希 福祉保健部環境政策課長(環境安全部環境政策課長)桑原直人 福祉保健部健康課長兼特定健診係長事務取扱(福祉保健部主幹(新型コロナウイルス)担当)伊藤スワクチン 接種担当(佐川公行)福祉保健部健康

住居確保給付金などの支給期間が終了した方へ

◎住居確保給付金 離職などにより収入が減少し、資産状況や求職活動などの要件を満たす方に対し、市から直接不動産事業者などに家賃相当額(上限あり)を支払う「住居確保給付金」は、一度支給期間が終了した方も再支給が可能です(1度限り)。

◎新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 同支援金は、緊急小口資金および総合支援資金の初回または再貸付まで借り終わった世帯や、再貸付について不承認とされた世帯で一定の要件を満たす世帯に対し、最大で3カ月間支援金を支給するものです。昨年12月以降、支給期間が終了した方について再支給が可能となり、このたび、申請期限が6月30日(木)まで延長されました。新たに同支援金を受けられる可能性がある方には、申請書などのご案内を順次発送します。

福祉総務課 ☎042・470・7749 詳細は市庁をご覧ください。

子育て世帯への臨時特別給付の申請期限は4月28日

新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として、給付金の支給を行っています。令和3年12月21日～4年3月31日に生まれた方(新生児)を養育している方、または、離婚などにより新たに対象児童の養育者となっているにもかかわらず、子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金、追加給付金)を受け取っていない方(支援給付金対象者)で、申請をされていない方については、4月28日(木)が申請期限ですので、期限内に申請してください。

児童青少年課助成支援係 ☎042・470・7736 詳細は市庁をご覧ください。



国民健康保険  
柔道整復師等  
施術状況の確認

柔道整復師や鍼灸師・マッサージ師の施術に関して、市では医療費適正化への取り組みとして、被保険者が国民健康保険を使って施術を受けた場合に、施術方法や保険請求内容が適正かどうかの点検を行っています。施術内容確認のため、文書で問い合わせることがありますので、ご協力をお願いします。負傷部位や施術内容、施術年月の記録、領収書などを保管していただき、照会文書が届いた場合には、ご確認をお願いします。国民健康保険係 ☎042・470・7733



固定資産税の審査の  
申出期間の特例

令和3年度の土地の評価額について不服がある場合、特別に令和4年も審査の申出ができる場合があります。審査の申出ができる土地3年度の固定資産税の課税において、3年度に講じられた、税額を据え置く特別な措置の対象となった土地不服の対象3年度の固定資産課税台帳に登録された土地の価格(評価額)審査の申出ができる期間(昨年度の納税通知書(令和3年度)を受け取った日から15月を過ぎる日まで)審査の申出の宛先(3年度の

固定資産税を課税した市町村の固定資産評価審査委員会  
課税課土地資産税係 ☎042・470・7777(内線2341)



後期高齢者医療保険  
料率などの変更

後期高齢者医療保険料(以下、「保険料」)の料率は、1月の東京都後期高齢者広域医療連合(以下、「広域連合」)議会で、4・5年度の保険料率と軽減措置などを決定しました。後期高齢者制度の安定的な運営のため、ご理解をお願いします。財政運営の仕組み医療費から自己負担を除いた費用の「医療給付費」は、約9割を公費や現役世代が支えています(右下図1参照)

所得額は当面の間かきりません  
4年度の保険料の通知(4月の年金から保険料が天引き(特別徴収)されている方は、2年中の所得に応じた仮算定の保険料額の徴収です。3年中の所得に応じた4年度の保険料額決定は、7月中旬に市から「決定通知書兼納付(納入)通知書」を送付予定です  
制度に関すること  
土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時に「広域連合」お問い合わせセンター ☎0570・086・519(1P電話の方は ☎03・3222・4496)、FAX 0570・086・075、または「広域連合HP」東京いきいきネット」をご覧ください  
個別の相談  
市保険年金課高齢者医療係 ☎042・470・7846

表1 均等割額の軽減

同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の方の「総所得金額等を合計した額」を基に軽減割合を判定します。

「総所得金額等の合計(※)」が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円以下	7割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(28.5万円×被保険者の数)以下	5割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(52万円×被保険者の数)以下	2割

※65歳以上(4年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。世帯の判定は毎年度4月1日時点(年度の途中で都で資格取得した方は資格取得時)で行います。年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。

表2 所得割額の軽減(東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減)

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」を基に軽減割合を判定します。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

図1 医療費と医療給付費の財源構成

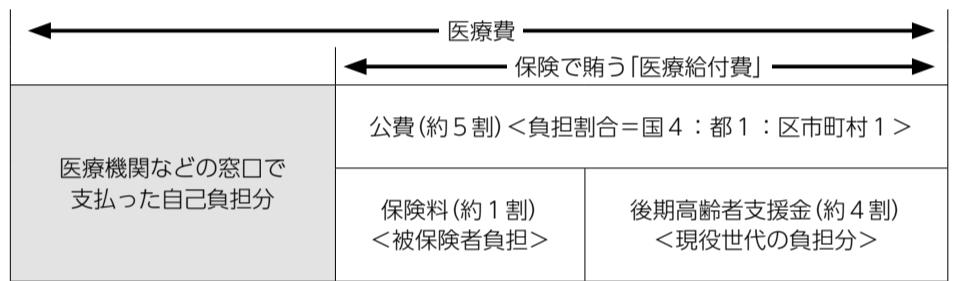


図2 4・5年度の年間保険料額の算出式

均等割額 被保険者1人当たり 4万6,400円 + 所得割額 賦課のもととなる所得金額(※) × 所得割率9.49% = 年間保険料額 100円未満切り捨て(賦課限度額66万円)

※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額や山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

5月の無料相談

相談内容(定員)	相談日	時間	相談員	予約開始日時	場所	問い合わせ先		
法律相談(各日8人)	6日(金)	午前10時から	弁護士	4月26日(火)	市役所2階相談室	各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課 ☎042・470・7738		
	11日(水)			5月12日(木)				
	18日(水)							
	25日(水)							
不動産・相続・会社の登記等相談(5人)	6日(金)	午後1時から	司法書士	4月25日(月)	市役所2階相談室	各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター ☎042・472・0061		
表示登記・土地の境界等登記相談(4人)	6日(金)	午前10時から	土地家屋調査士	4月25日(月)				
相続・遺言・成年後見等手続き相談(5人)	11日(水)	午後1時から	行政書士	4月28日(木)				
税務相談(5人)	18日(水)	午後1時半から	税理士	5月10日(火)				
人権・身の上相談(4人)	18日(水)	午後1時半から	人権擁護委員	5月12日(木)				
不動産取引相談(5人)	12日(木)	午後1時から	宅地建物取引士	4月26日(火)				
交通事故相談(5人)	25日(水)	午前10時から	弁護士	5月19日(木)				
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談(4人)			社会保険労務士					
女性の悩みごと相談(4人)	9日(月)	午前10時半～午後4時半	女性カウンセラー	4月20日(水)			市役所2階相談室	各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター ☎042・472・0061
	13日(金)							
	16日(月)							
	23日(月)							
30日(月)	13日(金)	午前9時半～午後0時半	女性弁護士	4月22日(金)				
経営相談	平日	午前10時半～午後4時半	市商工会経営指導員	前日まで予約可	市商工会 ☎042・471・7577			

相談内容	相談日	時間	相談員	場所	問い合わせ先
耐震相談 ※電話相談のみ	5月は実施しません				同協会事務局・桑原建築設計事務所 ☎042・476・1515
教育相談 ※電話相談も可	火曜～土曜日	午前10時～午後5時(滝山のみ水曜日は6時まで)	教育相談員	中央相談室(成美教育文化会館内教育センター)	中央相談室 ☎042・473・3667
	月曜～金曜日			滝山相談室(西部地域センター内)	滝山相談室 ☎042・475・8909
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～午後5時	母子・父子自立支援員	市役所2階児童青少年課	児童青少年課 ☎042・470・7736
身体障害者相談	13日(金)	午前10時～正午	身体障害者相談員	市役所1階相談室	前月末までに障害福祉課 ☎042・470・7747 FAX042・475・8181
知的障害者相談	11日(水)		知的障害者相談員		
心身障害者(児)相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター支援員	さいわい福祉センター	同センター ☎042・477・2711
職業相談	開庁日		ハローワーク三鷹職員	市役所2階ワークコーナー	直接会場
住宅増改築相談	12日(木)	午前10時～正午、午後1時～4時	市住宅増改築等幹旋事業登録団体協議会	市役所1階屋内ひろば	
消費者相談	平日	午前10時～午後1時	消費生活相談員	市役所2階生活文化課	市消費者センター ☎042・473・4505
行政相談	11日(水)	午前10時～正午	行政相談委員	市役所2階生活文化課	生活文化課 ☎042・470・7738
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	相談支援員	市役所1階福祉総務課	福祉総務課 ☎042・470・7741

新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントなどを中止・変更する場合があります。最新の情報は、市HPまたは直接、イベントなどのお問い合わせ先にご確認ください。



(5面から続く)

4年度固定資産税・都市計画税のあらまし

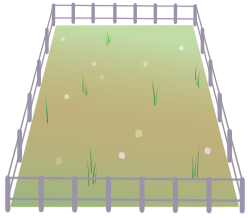
固定資産税・都市計画税
固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有する方が、その資産価値に応じて納める税で、税率は1・4%です。

都市計画税は、毎年1月1日現在、都市計画区域のうち、市街化区域内に土地・家屋を所有する方が、その資産価値に応じて納め、都市整備などの費用に充てられる目的税で、税率は0・24%です。

固定資産税・都市計画税の額は、「課税標準額×税率」により算出されます。「課税標準額」は原則として、固定資産課税台帳に登録された価格です。ただし、法律に基づく課税標準の特例が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低くなります。

土地の価格・税負担

土地の価格は原則として、3年ごとに価格の見直し(評価替え)を行う制度が取られています。直近の評価替えは令和3年度に行われ、4年度は原則として3年度の価格を据え置きますが、地価の下落により据え置くことが適当でない場合は下



落修正を行います。

4年度においても税負担の公平性という観点から、個々の土地の価格に対する前年度課税標準額の割合(負担水準)の均衡化を図る調整措置(負担調整)が継続されます。

家屋の評価・税負担

家屋については令和3年度の評価額を据え置きます。次の期間に新築され、固定資産税の新築軽減が適用されていた家屋は、3年度で軽減の適用が終了となり、本来の税額に戻ります。

対象家屋 ①平成30年1月2日〜31年1月1日に建築された一般住宅(次の②以外の家屋) ②平成28年1月2日〜29年1月1日に建築された3階建て以上の中高層耐火住宅など



固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送

固定資産税・都市計画税の納税通知書を4月28日(木)に発送します。第1期の納期限は5月31日(火)です。

課税明細書と納税通知書を1冊にまとめています。また、共有物件の納税通知書は、代表者以外の共有者にも送付しています(支払用の納付書は代表者のみに送付)

課税課土地資産税係・家屋資産税係 ☎042・470・770 (内線2338) 44133

~二十歳(はたち)のつどい~

成人になられた皆さまの新しい門出を祝福するため、20歳の方を対象に「二十歳(はたち)のつどい」を開催します。

民法改正により、4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられましたが、市では、今まで通り20歳の方を対象として開催します。

日 5年1月9日(月・祝) 1回目=午前10時半から 2回目=午後1時半から 場 生涯学習センター

対 平成14年4月2日~15年4月1日に生まれた方

1回目=久留米・西・南中学校の通学区域にお住まいの方

2回目=東・大門・下里・中央中学校の通学区域にお住まいの方

他 感染症などの状況により、実施時間などが変更となることがあります

問 市文化協会 ☎042・477・4700、または生涯学習課生涯学習係 ☎042・470・7784



令和4年1月開催時の様子

市税(料)などの納付には口座振替のご利用を

市税(料)の口座振替制度は、指定した金融機関の口座から納期限の日に自動的に期別分を引き落とす制度です。金融機関などに納付に行く手間が省け、納め忘れがなくなるなどの利点があります。ぜひご利用ください。

問 納税課管理係 ☎042・470・7729

◎利用対象

利用できる市税(料)

▼市民税・都民税(普通徴収分) ▼固定資産税・都市計画税 ▼軽自動車税(種別割)(所有するすべての車両が対象) ▼国民健康保険税 ▼後期高齢者医療保険料 ▼介護保険料

利用できる金融機関など

西武信用金庫、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、きらぼし銀行、東和銀行、西京信用金庫、東京信用金庫、青梅信用金庫、多摩信用金庫、中央労働金庫、東京みらい農業協同組合、東京都信連および東京都の各農協、ゆうちょ銀行・郵便局

利用できる預金種目

普通預金、当座預金、納税準備預金(後期高齢者医療保険料・介護保険料は納税準備預金の利用ができません)。

◎ご注意

①残高不足にご注意

納期を過ぎると口座振替ができませんので、口座の残高不足などにご注意ください。

②固定資産税

振替口座を登録した後に、固定資産の相続、売買などの所有権移転登記によって納税義務者が変更となる場合は、新たに口座振替の手続きをする必要があります。また、共有納税義務者(2人以上の共有名義で固定資産を所有する納税義務者)についても、共有員(共有の代表者を含む)のうち1人でも変更になった場合は、同様に口座振替の手続きをする必要があります。なお、共有員は変更せず共有持分のみ変更した場合は、口座振替の登録が継続されますので、新たに手続きする必要はありません。

③国民健康保険税

世帯主に課税されているため、世帯員の加入状況に変更があった場合でも、世帯主が変わらない限り、口座振替は継続になります。

詳細は市☎をご覧ください。

◎申し込み

市内金融機関で手続き

預貯金通帳、通帳届出印、納税・納付通知書を持参してください。

市の代行手続き

保険年金課・介護福祉課(市役所1階)、課税課・納税課(同2階)などで配布している「口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、納期が到来する月の前月末までに、納税課宛てに郵送してください。市が代行手続きを行います。市外の金融機関をご利用の方や多忙のため来庁する時間がない場合などは、口座振替依頼書を郵送しますので、納税課管理係へご連絡ください。

■キャッシュカードでも口座振替の手続きができます

手続き場所

納税課(市役所2階)・保険年金課・介護福祉課(市役所1階)の窓口

手続きに必要なもの

①口座振替しようとする口座のキャッシュカード②キャッシュカードの暗証番号③手続きに来られる方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)。預貯金通帳の届出印は不要

対象金融機関

みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、東和銀行、きらぼし銀行、ゆうちょ銀行、西京信用金庫、西武信用金庫、青梅信用金庫、多摩信用金庫

※4年度の口座振替については、第1期分から開始できない場合がありますので、詳しくは納税課管理係へお問い合わせください。

振替済みの確認

口座振替後の「振替済通知書」は送付していません。預貯金通帳を記帳していただき、振替済みであることを確認してください。

軽自動車税(種別割)は、口座振替した方に対して6月中旬頃に一括して「口座振替済通知書」を送付します。

※市税の申告などで証明が必要な場合は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額証明書を発行しますので、同係へお問い合わせください。





子どもと教育



高齢者・福祉

病児保育事業

病児保育事業は、病中または病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、専用スペースなどにおいて保育および看護ケアを行う事業です。市内では、さいわい町診療所併設の「こども静養室めぐのへや」で実施しています。

場幸町5-7-11(☎042・420・9095)

開所時間月曜～金曜日の午前9時～午後5時(土曜・日曜日、祝日、お盆、年末年始および医師不在時は休所)

対象年齢満1歳～小学校低学年の病中および回復期のお子さん

利用方法要事前登録。午前10時以降に問い合わせの上、健康な状態のお子さんと一緒に「めぐのへや」まで登録にお越しください。登録の際には、健康保険証、母子健康手帳、お薬手帳(お持ちの方)を持参してください。

費①登録料11年間2000円②保育料114時間まで2000円、4時間以上4000円、時間外(延長)30分ごと600円

☎042・470・7745



国民健康保険 結核医療給付金

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険結核給付金に係る課税状況の年齢基準を18歳に改正しました。

国民健康保険結核給付金は、結核などに罹患した場合は、市民税が非課税であった場合に医療機関でかかる自己負担額を給付するものですが、罹患した本人の年齢により、本人が非課税である場合と本人が属する世帯主が非課税である場合とで適用判定の基準が異なります。

4年4月1日に施行された民法改正により成年年齢が18歳となったことから、同給付金の年齢基準についても18歳と改めました。これにより、罹患された方が18歳以上であれば本人、18歳未満であれば本人が属する世帯の世帯主が非課税である場合に給付の対象となります。

☎042・470・7733

ひきこもり家族会 準備会

「家族が学校にいかない」「家にこもっている」「仕事をしない」「関わり方がわからない」、悩んでいるのはあなただけではありません。同じ悩みを抱える方同士が思いを語り、安心してつながることが出来る家族会の立ち上げを支援します。

す。お話を聞くだけでもかまいません。気軽にご参加ください。

日5月15日(日)、6月12日(日) 日5月15日(日)、6月12日(日) 日5月15日(日)、6月12日(日) 日5月15日(日)、6月12日(日)

※入退室自由

甲各開催日の4日前までに専用申し込みフォーム、電話(042・475・0739)、FAX(042・476・4545)

または直接、地域福祉センター(市社会福祉協議会ボランティアセンター)へ

☎042・475・0739 (☎CSW@higashikurume-shakyo.or.jp)も可)



住環境



専用申し込みフォーム

災害時の行動について 家族で確認を

学校などの入学や進級にあわせ、子どもたちは防災について学びます。この機会に家庭でも防火防災について一緒に確認してみてください。家庭での防災力を高めるとともに、家族で防火防災訓練などに参加し、地域の防災力の向上につなげていくことも大切です。

成長に応じて身に付けてもらいたいこと

障害がある方のための手当

4年4月分より、障害児福祉手当額、特別障害者手当額が改定されました。

☎障害福祉課042・470・7747

◎障害児福祉手当

20歳未満で、精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の方。ただし、施設入所者および障害年金等の受給者には支給されません。

※本人および扶養義務者等の所得制限あり。

手当月額 1万4,850円

◎特別障害者手当

20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の方。ただし、施設入所者および病院などに継続して3カ月を超えて入院している方は支給されません。

※本人および扶養義務者等の所得制限あり。

手当月額 2万7,300円

◎心身障害者福祉手当

次の①・②のいずれかに該当する方に支給されます。

①身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、または進行性筋萎縮症のいずれかに該当する20歳以上の方②身体障害者手帳3・4級の方、愛の手帳4度の方、難病医療費助成受給者の方。ただし、施設入所の方、65歳以上で新たに対象要件を満たした方、児童育成手当の障害手当を受給中の方は支給できません。

※20歳以上は本人、20歳未満は扶養義務者の所得制限あり。

手当月額①1万5,500円②4,000円

◎心身障害者福祉手当住宅加算

次の①・②のすべてに該当する方に支給されます。①手当月額1万5,500円の心身障害者福祉手当を受給している方②市内の民間アパート・借家などにお住まいで、市より他の住宅扶助を受けていない非課税世帯の方。

手当月額3,500円

◎重度心身障害者手当

常時特別な介護を必要とする65歳未満の重度心身障害者で次の①～③のいずれかに認定された方に支給されます。

①重度の知的障害で常時特別な介護を必要とする方②重度の知的障害と身体障害の重複障害の方③重度の肢体不自由で四肢機能が失われ座っていることが困難な方。ただし、施設入所者および継続して3カ月を超えて入院している方には支給されません。

※都が直接判定を行います。

※20歳以上は本人、20歳未満は扶養義務者の所得制限あり。

手当月額 6万円



東京消防庁公式アプリ 消防や救急の知りたい情報を手軽に入手できます。



東京消防庁

雨水浸透ますの設置にご協力を

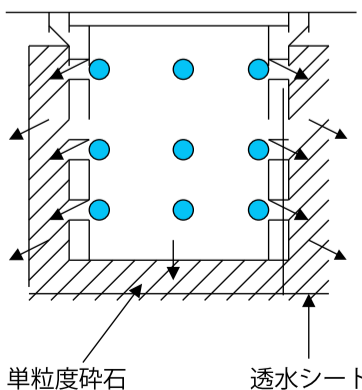
地表面のコンクリートやアスファルト化などによる雨水の地下浸透量の減少は、湧水や河川の水量に影響を与えます。雨水浸透ますは、屋根に降った雨水を地下へ戻し、地下水を涵養する効果が期待できます。市内の豊かな水辺環境を保全するため皆さんのご協力をお願いします。



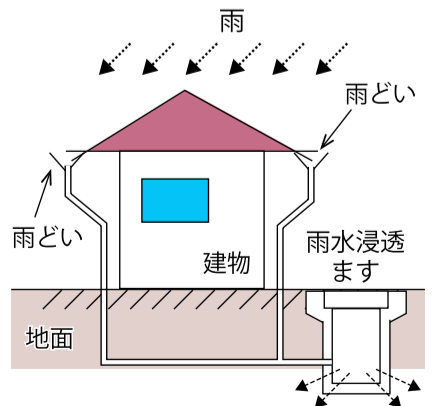
市

既存住宅への雨水浸透ますの設置には、設置補助金制度を利用できます

雨水浸透ますの構造



雨水浸透のしくみ





(7面から続く)

### 昭和56年以前の建物にお住まいの方へ

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅は、今の耐震基準とは異なり、大きな地震がきた際に倒壊する恐れがあります。耐震性能を確認するためには建築士による耐震診断が必要です。耐震診断で耐震性能が低いと診断された場合は、早めに耐震改修をして地震に備えましょう。

市では昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断や耐震改修に要する費用の一部を助成しています。いずれも実施する前に申請をしないと助成が受けられません。

**耐震診断助成金額最大5万円。**耐震診断に要した費用(消費税を除く)の2分の1以内(千円未満端数切り捨て)

**耐震改修助成金額最大60万円。**耐震改修に要した費用(消費税を除く)の3分の1以内(千円未満端数切り捨て)

**助成対象住宅**①昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅②地上3階までの戸建住宅(店舗併用住宅含む、地階除く)③現に居住の用に供されていること(耐震改修助成の場合)④耐震診断の結果、構造耐震指標I-W値が1.0未満であること(耐震改修助成の場合)

**耐震改修の対象となる工事**耐震診断を行った結果に基づき構造耐震指標I-W値が1.0以上となるよう補強を行う工事

※助成手続きなど、詳細

は市庁、または施設建設課(市役所5階6番窓口)で配布しているパンフレットをご参照ください。

施設建設課 ☎042・470・7756



### 社会保険労務士による無料相談会

4月27日(水)午後1時半～4時

場市役所1階屋内ひろば

内年金、社会保険(健康保険、雇用保険、介護保険)、労働問題(賃金未払い、解雇など)

申直接会場  
問生活文化課 ☎042・470・7738

### 小山茶園サポーターズクラブメンバー募集

「小山茶園」は、東久留米市の北部小山地域に広がる「小山緑地保全地域」の一角にある、お茶畑です。お茶と自然を愛する市民のボランティアで、お茶の木の管理作業をし、毎年おいしいお茶を作って、市内のイベント時に活用したり、消費者啓発活動を行ったりしています。今年も新しいメンバーを募集します。興味のある方は、ぜひご入会ください。



3月～10月までの毎月第2・第4土曜日午前9時半～11時頃

場小山1-16(小山緑地保全地域内)

申電話で生活文化課 ☎042・470・7738

### まろにえ祭り 出店・出演者募集

東日本大震災後、毎年行っている復興支援チャリティイベント「まろにえ祭り」では、生涯学習センター全館でさまざまな催しを行い、売り上げの一部を義援金として被災地へ寄附しています。



祭りを盛り上げてくださる出店・出演希望の方を募集します。

7月24日(日)午前10時～午後3時(予定)

場生涯学習センター  
募集部門①一般出店(物販・飲食)②子ども向け出店(ワークショップ・遊びブースなど)③パフォーマンス(出演)

出店・出演参加資格市内、または市近郊で活動を行っている団体・個人・商店・企業など

### 参加希望者向け事前説明会

出店者対象 5月8日(日)午前10時から、学習室

1・2 出演者対象 5月11日(水)午後6時から、学習室

費用無料。物品販売価格やイベント参加費用は当日各ブースにて表示

詳細は同センターで配布する募集要項をご確認ください。同センターHPでも閲覧できます

申応募用紙に必要事項を記入の上、〒203-0054、中央町2-6-23、生涯学

## 東久留米市消防団の新体制を紹介します

4月1日に新しい東久留米市消防団の消防団長(野村基之)、副団長(村野憲也、小宮光夫)、正副分団長(以下の通り)が任命されました。今後も新消防団長を中心に、地域防災のリーダーとして、市民の生命と財産を守るため、火災や水害の災害出場に加え、多種多様な訓練、地域警戒などを行ってまいります。

【新体制】※◎は分団長、○は副分団長。

- ▼第一分団(神宝町) = ◎岡野利幸 ○荒川広平
- ▼第二分団(大門町) = ◎今井和史 ○野島良太
- ▼第三分団(小山) = ◎多功敬 ○小山知生
- ▼第四分団(本町) = ◎篠宮善幸 ○篠宮貢
- ▼第五分団(中央町) = ◎桜井大祐 ○細谷高志
- ▼第六分団(南町) = ◎沢田宏 ○遠藤信夫
- ▼第七分団(前沢) = ◎小金井尚史 ○大堀健太
- ▼第八分団(中央町) = ◎島崎勇人 ○沢西卓哉
- ▼第九分団(下里) = ◎大島豊 ○大山賢一
- ▼第十分団(柳窪) = ◎中村智弘 ○當麻淳

問防災防犯課消防担当 ☎042・470・7769



**消防団員を募集します**  
消防団員は、仕事を持ちながら「わが街を災害から守る」という使命感のもと、幅広い活動を行っています。あなたも地域に密着した消防団に入団しませんか。問防災防犯課消防担当

## 援農ボランティアを募集

都市農業への理解を深めていただくとともに、農家さんが営農を継続できるよう、援農ボランティアを募集します。

援農ボランティア養成事業では、講義や視察、農家での実習を受けてから、ボランティアを行うことができるので初心者の方でも安心してご参加いただけます。

説明会を開催しますので、市庁などで内容をご確認の上、ご応募ください。

日場 5月14日(土)午前10時～正午、市役所701会議室

内事業説明、実習受入農家との顔合わせなど

対市内在住の18歳以上75歳以下で健康な方

費ボランティア保険料350円から

注ボランティア活動ですので、賃金や交通費、弁当代などの報酬の支給はありません。無償での活動であることをご理解いただいた上でご応募ください

申5月6日(金)までに(必着)、「参加申込書」(産業政策課窓口で配布(市庁からも取得可))をご記入の上、産業政策課に提出を(郵送・メール提出可)

問産業政策課農政係 ☎042・470・7743



市庁

## 市民農園利用者を追加募集

市民農園に空き区画がありますので、利用者の追加募集を行います。

募集農園 ▼小山農園(小山三丁目3番) 3区画分

▼神宝農園(神宝一丁目16番) 3区画分

利用期間 利用開始日～4年12月末まで

※利用期間が短い場合がございます。

利用料 月額500円(利用開始月から年末までの月数分を一括納付)

区画面積 約16㎡

注追加募集は先着順で受け付けし、定員に達した後は補欠での受け付けとなります。区画を指定することはできません。

申平日午前8時半～午後5時15分まで(正午～午後1時を除く)に、募集要領(産業政策課窓口で配布(市庁からも取得可))を必ずご確認の上、「市民農園利用申込書」を同課農政係(市役所6階)へ持参または郵送を。詳細は市庁をご確認ください。

問同係 ☎042・470・7743

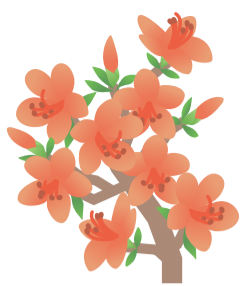


市民農園



市庁





市では、東久留米駅構内に市民の皆さんが作品を発表する場「市民ギャラリー」を開設しています。

6月15日(水)から展示する絵画・書・写真・陶芸・華道・手芸などの作品を募集します。

作品の大きさはギャラリー内に展示できるもの(展示スペース全面(縦120センチ×横250センチ×奥行25センチ以内))

市内在住・在勤・在学の個人および市内の団体で作品の搬入・搬出ができる方

費用無料 ※展示の際に必要な用具(額・掛軸・台・紐、ワイヤーなどは、原則として展示者が各自用意(ワイヤーと展示台は少数貸し出し可)。釘打ち、照明加工不可。展示の際は脚立利用可

他展示作品は、市文化協会HPなどで紹介します

申込4月28日(休)までに(必着、通常はがき(一人一枚)に住所・氏名(団体の場合は団体名・代表者)・電話番号・作品の種類・内容を記入の上、〒203-0054、中央町2-16-23、生涯学習センター内、市文化協会事務局「市民ギャラリー」係宛て郵送を

問同協会事務局 ☎042・477・4700

市民ギャラリーの展示作品を募集

男女共同参画に関する出前講座募集

男女平等推進センターでは、市民の皆さんに「男女共同参画」についての正しい理解と認識を深めてもらうため、学習会や研修会に講師を派遣する「出前講座」を実施します。

講座テーマ①「男女共同参画って何?」②「防災と男女共同参画」③「女性と子どもを暴力から守る」④「ワーク・ライフ・バランス」

参加者が10人以上で、5年2月28日までに開催するもの

他5講座程度を予定(先着順。1グループ1回まで) 10月31日(月)まで

※詳細は市HPをご覧ください。

問同センター ☎042・477・0061 (E-mail: fifty2@city.higashikurume.lg.jp)



若年層の性暴力被害予防月間

若年層を対象として、A V(アダルトビデオ)出演強要問題、JKビジネス問題、SNS利用や薬物・アルコール使用による性暴力・性犯罪など深刻な性的被害が起きています。

こうした問題は、被害者の人権を著しく侵害するとともに、安全で安心な暮らしを脅かすもので、決して許されません。同意のない性的行為の強要は、いかなる理由・関係性があっても

男女共同参画情報誌

「ときめき」第67号を発行

発行日 3月31日

主な内容▼特集=男女共同参画の視点から防災を考える/ときめき座談会~地域住民のつながりと防災~/被災後72時間を生き抜く!▼講座開催しました▼書籍紹介▼フィフティ・フィフティから/専門相談案内など

配布場所市民プラザ、男女平等推進センター(市役所2階)、市内公共施設など。市HPには最新号とバックナンバーを掲載しています。

問生活文化課 ☎042・470・7738



「ときめき」の表紙

性犯罪・性暴力で悩んでいる方へひとりで悩まず相談を!

Table with contact information for the Women's Stop Support Center, including phone number #8891 and a QR code.

すべて暴力です。また、4年4月1日から成年年齢が18歳になりました。性犯罪に巻き込まれないよう、契約は慎重に行いましょう。性暴力の悩みは、左上表の窓口などに相談してください。

職員募集

保育園看護師

保育園看護師(会計年度任用職員・専門職)を募集します。

任用期間相談の上、勤務を開始し、5年3月31日まで(再度任用の場合あり)

勤務日祝日を除く月曜~金曜日のうち月124時間勤務(要相談)

勤務時間午前8時半~午後5時15分(要相談)

勤務場所市内公設公営保育園

勤務内容保育園児の健康管理

応募資格看護師資格を有すること

榛名地域 宿泊助成制度

市では、榛名湖周辺の宿泊施設と契約を結び、利用料金の一部を助成しています。

市内在住で6歳以上の方

助成金額1,000円

※予算の範囲内で、1年度につき1人1泊を限度に助成。利用の際は「宿泊施設利用券」が必要です。利用券の交付は、右表の宿泊施設に直接予約した上で、生活文化課(市役所2階)へ申請してください。

※利用料金は各施設に直接問い合わせください。

問同課 ☎042・470・7738



榛名山

榛名地域契約宿泊施設

Table listing contracted accommodation facilities with columns for facility name, phone number, number of rooms, and notes.

※新型コロナウイルスにより、宿泊内容については縮小や変更場合があります。

募集人数1人 報酬など月給22万8660円(別途、交通費相当額と期末手当の支給は市の規定による) 応募書類市販履歴書(写真添付)、看護師免許の写し

へ持参してください。書類選考後、面接の上決定します。提出された応募書類は返却しません。 問同係 ☎042・470・7745



市民伝言板

会員募集

◆ユニカール東久留米=日毎週水曜日午前9時~正午 青少年センター 入会金1,000円、会費月500円

◆東久留米ペン習字会=日第1・第3月曜と水曜日午前10時~正午 生涯学習センター 入会金300円、会費月2,910円

◆東久留米古文書学習会=日第2火曜日午前9時~正午 生涯学習センター 入会

費年2回各2,000円 古文書の学習①地方文書回読②鈴木先生による戦国武将の手紙解説 山本 ☎080・1384・5871

◆カラオケ(ひまわりクラブ)=日月2回。水曜日午前10時~正午 東部地域センター 入会金1,000円、会費月2,000円

◆書道(NPO法人国際書画交流会)=日月2回。月曜・水曜・金曜・日曜日に各コースあり。日曜日コースは学生。午前9時半~正午 浅間町一丁目自宅、ひばりが丘団地北集会所 会費月2,000円

催し

◆講演「武蔵野の自然史 東久留米周辺の地形・地質」(早稲田大学東久留米稲門会)=日5月21日(土)午後2時~3時半

◆とり残さないささえ合う食の支援(東久留米フードパントリーひよこ)=日5月4日(水)午後1時~3時

◆エンディングセミナー(明るい相続終活協会)=日5月21日(土)午後1時~2時

半場 西部地域センター第1講習室 無料 他セミナーは予約優先です。当日の来場も可能です

◆カワセミ写真展(落合川清掃ボランティアグループ)=日5月1日(日)~5日(木・祝)午前10時~午後5時

◆体が喜ぶ健康フラ(レイモミフラ)=日4月24日(日)午前10時~11時半

